休眠預金等活用法に係る異動事由・最終異動日等取扱規定

株式会社筑波銀行(以下「当行」といいます)は、下記対象預金について、民間公益活動を促進するための休眠預金 等に係る資金の活用に関する法律(以下「休眠預金等活用法」といいます)にもとづく異動事由および最終異動日等に おいて下記のとおり取扱います。

<対象預金>

当座預金(当座勘定)、普通預金、貯蓄預金、納税準備預金、通知預金、別段預金、定期預金、積立式定期預金、 定期積金、非居住者円預金

1. (休眠預金等活用法に係る異動事由)

当行は、対象預金における休眠預金等活用法にもとづく異動として取扱う事由を以下の通りとし、当行ホームページに掲載して開示することとします。

- ①引出し、預入れ、振込みの受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により預金額に異動があった こと(当行からの利子の支払に係るものを除きます。)。
- ②手形または小切手の提示その他の第三者による支払の請求があったこと(当行が当該支払の請求を把握できる場合に限ります。)。
- ③預金者等から、対象預金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと。
 - (a) 公告の対象となる預金であるかの該当性
 - (b) 預金者等が公告前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受ける住所地
- ④預金者等からの申出にもとづく預金通帳または証書の発行、記帳もしくは繰越があったこと(通帳の記帳については、記帳する取引がなかった場合を除きます。)。
- ⑤総合口座取引規定にもとづく他の預金について、上記①から④に掲げるいずれかの事由が生じたこと。
- ⑥通帳口の定期預金における同一通帳内の他の預金について、上記①から④に掲げるいずれかの事由が生じたこと。

2. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)

- (1)対象預金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日のうち最も遅い日をいうものとします。
 - ①対象預金に係る異動が最後にあった日
 - ②将来における対象預金に係る債権の行使が期待される事由として次項に定めるものについては、対象預金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日
 - ③当行が預金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が預金者等に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合(1か月を経過する日または当行があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が預金者の意思によらないで返送されたときを除く)に限ります。
 - ④この預金が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日
- (2) 第1項第2号において、将来における対象預金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、対象預金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。
 - ①預入期間、計算期間または償還期間の定めがあること
 - ・・・当該期間の末日(自動継続扱いの預金にあっては、初回満期日)
 - ②初回満期日後に前項第1号および第3号に掲げる日があったこと
 - ・・・当該日が属する期間の満期日
 - ③法令、法令にもとづく命令、もしくは措置または契約により、対象預金について支払いが停止されたこと
 - ・・・当該支払停止が解除された日
 - ④対象預金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分(その例による処分を含みます。)の対象となったこと・・・当該手続が終了した日
 - ⑤法令または契約にもとづく振込みの受入れ、口座振替その他の入出金が予定されていることまたは予定されて いたこと(ただし、当行が入出金の予定を把握することができるものに限ります)

3. (総合口座取引に係る預金の最終異動日等)

総合口座取引における預金のいずれかに将来における債権の行使が期待される事由(上記2.(2)において定める事由をいいます。)が生じた場合には、他の預金にも当該事由が生じたものとして取扱います。

4. (通帳口の定期預金の最終異動日等)

通帳口の定期預金のいずれかに将来における債権の行使が期待される事由(上記2.(2)において定める事由をいいます。)が生じた場合には、同一通帳内の他の預金にも当該事由が生じたものとして取扱います。

5. (規定の変更)

- (1) この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当行ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知することにより、変更できるものとします。
- (2) 前項の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以上